

手軽に
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与マガジン

2017年

9月号

CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

複雑な家族構成の家庭は相続争いが起きやすい？
遺言書の内容を見直しておこう

今からできる相続対策 3ページ

節税対策として注目が集まっている？
孫を養子縁組にするメリットとデメリット

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

回収が見込めない債権を放棄する場合
贈与税がかかるって本当？

数字でみる相続

2.82%

国税庁が平成27年の相続財産種類別の被相続人数を発表しています。この調査によると、売掛金を相続財産とした被相続人は2,909人いることがわかりました。この人数はすべての被相続人(103,043人)のうち2.82%を占めます。決して多い数字ではありません。むしろ、売掛金が相続財産となることは稀なケースでしょう。

売掛金や貸付金といった債権は適切な処理をしないと、多額の相続税や贈与税がかかってしまう可能性があります。稀なケースだとしても気を抜けません。4ページでは債権放棄する際の注意点について紹介していますので、一読ください。

複雑な家族構成の家庭は相続争いが起きやすい？ 遺言書の内容を見直しておこう

最近では家族構成が複雑な家庭が増えてきています。生涯独身で暮らす方や同性婚をした方、若いうちに配偶者に先立たれた方など、例を挙げればきりがありません。イレギュラーな家族構成だと、相続時に問題が起こる可能性が高いので遺言書を作成しておくべきでしょう。今回は、異母兄妹が相続争いをした事例をご紹介します。

妻に先立たれたあと再婚をした家庭

実業家である進さんは、自身が始めた事業で大成功をおさめました。売上は毎年順調に伸びており、会社の資産は十分に蓄積されています。また、資産運用の一環として不動産投資を行い、法人形態でいくつもの収益物件も所有しています。進さん個人としての相続資産は、主に「事業会社」と「不動産所有会社」の株式でした。

進さんは30歳のときに結婚し、長男の健司さんが生まれました。悲しいことに、奥さんは若くして病死してしまい、45歳で新しい相手と再婚したのです。後妻との間には長女の泉さんが生まれました。

健司さんと泉さんはいわゆる異母兄妹です。自分の母親がいない健司さんにとって、実家は居心地が悪かったのかもしれませんが、健司さんは成人してすぐに独立しました。そんな中で進さんが急病で

倒れてしまい、そのまま帰らぬ人になってしまったのです。

異母兄妹に均等な相続をしてしまった

進さんは遺言書を残していたのですが、内容は「事業会社と不動産所有会社の2社の株式を、健司さんと泉さんへ均等に相続させる」というものでした。つまり、2社は健司さんと泉さんの共有状態になってしまったのです。本紙7月号でご紹介したように、会社の重要案件を決めるには3分の2以上の株式を有しておかなければいけません。均等に相続してしまったために、どちらか1人が経営判断できない状態になってしまったのです。

健司さんと泉さんは2社の株式を均等に持ち合っていますが、共同で事業ができる関係ではありません。健司さんは会社を運営してきた実績がありましたので、「事業会社の株は私が引継ぎ、不動産所有会社の株は譲ります」と泉さんに提案しました。ところが泉さんはこの提案に応じません。現在も、どうにもならない膠着状況が続いているようです。

今回の場合では、進さんは事前に健司さんと泉さんの意見を聞き、事業会社を健司さん、不動産所有会社を泉さんに相続する旨を遺言書に記載しておくべきだったのです。



節税対策として注目が集まっている？ 孫を養子縁組にするメリットとデメリット

最近、相続税対策として認められる判決が出たことで話題になっている“養子縁組”。芸能界のある大御所が、自分の孫を養子にしたことでもニュースになりました。今回は、養子縁組を活用した相続税対策のメリットとデメリットを紹介していきます。

基礎控除額を増やし相続税を抑える

“基礎控除額”を増やすことは、相続税の節税対策として有名です。基礎控除額とは、相続財産のうち非課税対象となる金額を指します。基礎控除額の算出方法は以下となり、法定相続人の数が増えれば増えるほど金額は上がります。

3,000万円+600万円×法定相続人
養子にした孫も法定相続人として扱われ、基礎控除額を増やせるのです。ただし、法定相続人にできる養子の人数には制限がありますので、気をつけなければいけません。法定相続人として認められる養子の人数は、以下となります。

- 実子がいる場合1人まで
- 実子がない場合2人まで

では、1億円の相続財産があったとして「実子1人」の場合と「実子1人と養子1人」の場合で、どれだけ節税効果があるのかシミュレーションをしてみましょう。

○実子1人の場合

基礎控除額：3,000万円+600万円×1人=3,600万円

課税対象額：1億円-3,600万円=6,400万円

法定相続人が実子の1人しかいないと、課税対象額は6,400万円となります。

○実子1人と養子1人の場合

基礎控除額：3,000万円+600万円×2人=4,200万円

課税対象額：1億円-4,200万円=5,800万円

養子が増えたことで、課税対象額は600万円低くなりました。

相続税は相続人に課税される税金ですので、法定相続人1人当たりの相続額によって税率が決まります。実子1人(1人当たりの相続額6,400万円)だと30%であった税率が、実子1人と養子1人(1人当たりの相続額2,900万円)だと15%になるのです。

養子縁組は相続争いにつながる？

養子縁組は節税対策としては有効な手段ですが、親族間の争いにつながる可能性があることを覚えておかなければいけません。

養子縁組がきっかけで親族同士の争いが起こり、裁判にまで発展した事例をご紹介します。被相続人であるAさんには法定相続人として長男・長女・次女の3人がいました。亡くなる直前に節税を目的として、長男の息子(Aさんにとっての孫)の養子縁組を行いました。これを聞いて怒ったのが、長女と次女です。「Aさんには養子縁組の意思はなかった」と、養子縁組無効の裁判を起したのです。最終的には長男の主張が認められ、養子縁組は有効になりましたが、最高裁判所まで争われました。

養子以外の法定相続人に不利益が発生する場合のことをきちんと説明し、法定相続人の理解を得ることが重要です。



回収が見込めない債権を放棄する場合 贈与税がかかるって本当？

Q 父の財産は知人への5,000万円の債権しかありません。この債務者からの回収が困難だと予測されるので、債権放棄を検討しています。債権放棄をすると債務者に贈与税が課税されるのですが、債務者が払えない場合は父が代わりに贈与税を支払うことになるという話を聞きました。どのように対応すれば、税金を抑えられるのでしょうか？

A 債務者が自己破産などで弁済能力がないと判断される場合は、贈与税が免除されます。しかし、債務者が少額でも返済をした過去があると贈与税が発生してしまいます。

事業を行っていると、売掛金や貸付金といった債権を持っていることも少なくありません。債権は資産として考えられているので、そのまま相続が発生しますと相続税の課税対象になります。

今回のケースのように債権回収が見込めない場合は、相続税のことを考え、生前に債権放棄をしようとする方もいらっしゃるでしょう。債権を放棄すると、法律上、債権者から債務者へ債権が贈与されたこととなります。利益を受けた債務者は贈与税を支払わなければいけません。

この贈与税を債務者が支払えないとなると問題です。贈与税には連帯納付義務があり、債

権者が贈与税を支払うこととなります。もちろん、贈与税が免除されることもあります。それは債務者がすでに債務超過の状態にあり、債務者が贈与税を支払える可能性が著しく低い場合です。ただし、債務者が少額でも返済をしていると贈与税が発生してしまいます。

贈与税の税率は相続税よりも高いことで有名です。債権放棄をしないで相続税を支払った方が、節税になるケースもあります。専門家にシミュレーションをしてもらった方が、より効果的な節税対策ができるでしょう。

債権の相続について悩んでいる方は、専門家までお問い合わせください。